

鑑定評価モニタリングについて

鑑定評価モニタリングとは（平成20年度～）

- 不動産鑑定評価の信頼性の更なる向上のため、
 - ①不動産鑑定業者に対する立入検査、②その結果についての第三者の視点を踏まえた検証、③実務の改善に関する指導・要請、④不動産鑑定士の団体による研修など必要な対応を行うもの。
- 証券化対象不動産、財務諸表、資産評価を依頼目的とする鑑定評価及び公的機関からの依頼に係る鑑定評価を対象としてきたが、令和元年度には担保評価を依頼目的とする鑑定評価及び公的土地評価を対象に追加。

具体的な取組（令和6年度スケジュール）

6月～

立入検査対象業者の選定

7月～10月

不動産鑑定業者に対する立入検査の実施

- 法令遵守状況、価格等調査ガイドライン・不動産鑑定評価基準の遵守状況等の確認
- 鑑定評価書の審査

11月～3月

鑑定評価書の集中審査、とりまとめ

- 行政指導等の実施
- （公社）日本不動産鑑定士協会連合会へ改善要請文書を発出

- （公社）日本不動産鑑定士協会連合会において、研修や実務指針等の策定に反映